

平成 24 年度における検討方針・課題（案）

1. 検討に当たっての考え方

（1）検討対象に係る考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。

民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。

新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。

基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集について

契約類型の追加、修正等の参考とするため、本年度と同様に、民間事業者等を対象に広く提案募集を行うこととし、上記の考え方に照らし、必要に応じて詳細な検討を実施する。

（3）検討の進め方

本年度に引き続き、環境配慮契約法基本方針について検討することを目的とした有識者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこととする。

また、本年度と同様に、検討会の下に契約類型ごとのワーキンググループを設置し、学識経験者、業界団体、事業者、関係機関等に参画を依頼し、追加または修正等の検討を実施する。

なお、検討に当たっては、（2）の提案募集結果や従前の検討経緯等を踏まえることとし、併せて、各府省庁等の調達担当者との意見交換を適宜実施する。

2．法の施行状況等の検討

平成 24 年 11 月には環境配慮契約法の施行後 5 年が経過することから、同法の附則第 2 項に定められたとおり、法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。このため、平成 24 年度は、平成 25 年度において本格的に実施する予定の検討のための準備段階と位置づけ、法の施行状況等の検討に当たって必要となる基本方針に定められた契約類型ごとの環境配慮契約の締結実績及び競争環境についての状況把握、分析及び課題抽出等を行うこととする。

また、環境配慮契約への取組が進んでいない状況にある地方公共団体¹等に対し、例えば、当該団体等の契約方針に取組目標を設定する等効果的な導入促進方策の検討を開始する。

3．契約類型の追加・見直し

(1) 電気の供給を受ける契約

本年度の第 1 回検討会において、ご了承いただいたとおり、平成 25 年度以降の電気の供給を受ける契約に関する検討を行う。

現行の電気の供給を受ける契約については、法附則第 4 項に定められたとおり、当分の間、電気事業者の前年度の二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況）による裾切り方式を基本的事項として基本方針に位置づけているところである。また、裾切り方式の具体的運用に当たっては、前記～の要素を点数化により評価し、一定の点数を上回る事業者であって、かつ、前年度「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「RPS 法」という。）第 8 条第 1 項の勧告を受けていない事業者に入札参加資格を与えることとしている。

平成 23 年 8 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、平成 24 年 7 月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されるとともに RPS 法については廃止（附則第 11 条）することが定められていること、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生以降二酸化炭素排出係数が悪化している電気事業者が存在することなどは、国及び独立行政法人等が平成 25 年度以降に締結

¹ 「平成 22 年度度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」によると、既に契約方針を策定済みの地方公共団体が 2.3% に対し、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうかわからない」とする地方公共団体が 88.1%（内訳は都道府県・政令市 37.9%、区市 89.2%、町村 92.1%）となっている。また、個別の契約類型をみると、例えば電力の購入に係る環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体の 2.6%（全庁的または一部機関の合計）に止まっており、特に区市町村における電力の購入に係る環境配慮契約への取組意向は極めて低い状況（都道府県・政令市では、電力の購入に係る環境配慮契約に取り組んでいる団体が 33.3%、取組を検討中が 19.7%で、合わせて 53.0%。一方、取り組む予定なしとする団体が、区市では 91.9%、町村では 95.9%）にある。

する電気の供給を受ける契約の実務に影響を及ぼすことになる。

このため、平成 25 年度以降の電気の供給を受ける契約における裾切り方式契約のあり方に係る具体的な対応(裾切り方式に採用している電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組(未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況)の見直し等)について、電力ワーキンググループを設置し、現在の実態を踏まえつつ検討を実施する必要がある。

(2) 産業廃棄物の処理に係る契約

本年度 3 回にわたり開催された廃棄物ワーキンググループにおいて、「産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項(案)」がとりまとめられ、また、契約方式として総合評価落札方式の除算方式を採用することが適当であるとされた。しかしながら、調達者が産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際の具体的な評価項目(入札参加要件、事業者の環境負荷低減に向けた取組等の指標)や評価基準、配点ウエイト等については、十分な検討を行うことができず、結論を得るに至っていない。

このため、平成 24 年度も引き続き、廃棄物ワーキンググループを設置し、産業廃棄物の処理に係る契約の内容について検討を行う必要がある。ワーキンググループにおける主な検討事項案は、以下のとおり。

評価項目等の検討

具体的な評価項目(入札参加要件、事業者の環境負荷低減に向けた取組等の指標)や評価基準、配点ウエイトの検討を行う。

解説資料の作成

「産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項(案)」をはじめとした検討結果を踏まえ、国等の機関が産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約を実施する際の参考として使用される基本方針解説資料を作成する。

(3) 新規契約類型に関する情報把握・検討

5 月頃を目途に行う予定の契約類型の追加・修正等に係る提案募集結果、及び現在とりまとめを実施している「平成 23 年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において把握した地方公共団体における先進的な環境配慮契約、さらに 2 月～3 月にかけて実施する全国説明会における国等の機関からの要望等を参考として、新規の契約類型に関する検討を行う。

4. その他(環境配慮契約の推進に関する事項)

(1) 環境負荷低減効果について

□ 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析(前記「2. 法の施行状況等の検

討」の再掲)

- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進(前記「2.法の施行状況等の検討」の再掲)
 - ・ 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」の継続的な更新
 - ・ 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、導入促進方策の検討
- 環境配慮契約法基本方針に係る全国説明会の開催
 - ・ 環境配慮契約の国際的な普及
 - ・ 環境配慮契約に係る情報発信